



豊能町監査委員告示第3号

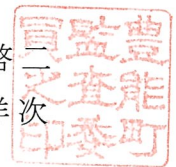
住民監査請求に係る勧告（令和6年3月26日付け豊能監第29-1号）について、別紙のとおり豊能町長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく通知があったので同項の規定に基づき公表します。

令和6年6月27日

豊能町監査委員
同

田中
針原

啓
祥





豊能総政第74号
令和6年6月25日

豊能町監査委員 様

豊能町長 上浦 登



監査結果に基づく必要な措置について

令和6年3月26日付け豊能監第29-1号により勧告のあった住民監査請求に基づく監査結果について、次のとおり措置を講じたので通知します。

1. 措置の内容

監査結果では、概算払い3億1200万円のうち1億1200万円の支出命令を財務会計上違法な行為であると認定し、塩川氏に町長としての基本的な注意義務に違反した「過失」があるとしたうえで、1億1200万円の違法な支出命令のうち、町には一般財源から支出した3903万6200円の限度で損害が発生しているとして、塩川氏に対して3903万6200円を請求するよう勧告されている。

しかしながら、豊能町スマートシティ事業については、デジタル田園都市国家構想推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けたものであり、町として、財務会計上の違法な行為を前提とし町に損害が発生しているとする事について、こうした交付金に与える影響が懸念されること等から、次のとおり必要な措置を講じたこととした。

- (1) 株式会社OZ1に対し、寄附申出額1億4518万1千円のうち既入金額1000万円を除く1億3518万1千円の入金を求めていくこと。
- (2) 塩川氏に対し、事業の財源としていた寄附金が全額入金されないことに関し、当時の責任者として、その責任を果たすよう求めていくこと。

2. 措置年月日

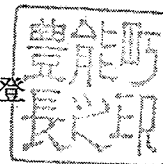
令和6年6月24日



豊能総政第 69-2 号
令和 6 年 6 月 24 日

株式会社 OZ1
代表取締役 江川 将偉 様

豊能町長 上浦 登



企業版ふるさと納税の寄附について

梅雨の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれましては、これまで、本町のスマートシティ事業の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

この間、本町におきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、構築したサービスの運用・提供を行うことで、公共交通や子どもの見守り、住民の健康管理など、町の抱える課題の解決に取り組んできたところです。

しかしながら、スマートシティ事業については、令和 4 年度に予算化する際、国の交付金とは別に貴社から申出のありました企業版ふるさと納税の寄附金を財源としていたところ、寄附金が全額入金されていないことに関し、これまで議会において多くの厳しい意見をいただくとともに、議会に設けられた特別委員会においても様々な検証が行われ、厳しい指摘をいただいているところです。

さらに、本年 1 月には寄附金が全額入金されていないことに関し、住民から住民監査請求が出され、その監査結果において、支出した費用の一部を損害として、前町長に対し賠償請求を行うよう勧告されるなど、町の信頼が損なわれ、行政運営に支障が生じる事態となっています。

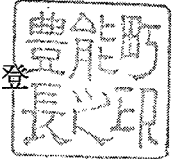
町としましても、議会をはじめ住民からも厳しい意見がある中で、寄附金が当初の申出どおり入金いただけないことについては甚だ遺憾であり、貴社におかれましては、令和 5 年 2 月 20 日付けで申出いただいた寄附 145,181,000 円のうち既入金額 10,000,000 円を除く 135,181,000 円について、早急に入金いただくようお願い申し上げます。



豊能総政第 69-1 号
令和 6 年 6 月 24 日

前豊能町長
塩川 恒敏 様

豊能町長 上 浦 登



企業版ふるさと納税の寄附金について

標記の件について、令和 4 年度に実施したデジタル田園都市国家構想推進交付金事業（コンパクトスマートシティ事業）については、デジタル田園都市国家構想推進交付金と企業版ふるさと納税の寄附金を財源とし、町議会において、町の財政負担が一切ないこと、寄附金が確実に入ることを前提に、予算が承認されたところである。

しかしながら、寄附金については、令和 4 年度に一部が入金されたものの、約 7 割が未入金となっており、このことは、国の交付金と寄附金を財源として事業予算を認めた議会との信頼関係を損なうものであり、この間、議会において、当時の責任者の責任を追及する意見やその姿勢を批判する意見が噴出し、また、議会に設けられたスマートシティ特別委員会においても、様々な検証が行われ、厳しい意見や指摘がなされているところである。

こうした状況の中、本年 2 月に議会から町長宛てに「未入金である企業版ふるさと寄附金対応の提言書」が提出され、提言では「町は、その責任において、残り 1 億 3 5 1 8 万 1 千円の「企業版ふるさと寄附金」が入金されるよう、法的手段をもって、塩川恒敏前町長の責任を明らかにすること」とされており、また、本年 1 月には寄附金が全額入金されていないことに関し、住民から住民監査請求が出され、3 月に示された監査結果において、支出した費用の一部を損害として、塩川氏に対し賠償請求を行うよう勧告があったところである。

町としても、未だ寄附金が全額入金されないことは、住民の信頼を損ない、町政の混乱を招くとともに、行政運営にも多大な支障が生じるもので、極めて深刻な事態として受け止めており、議会をはじめ住民からも厳しい意見がある中で、誠に遺憾であり、貴殿においても、これまでの議会の意見、議会から提出された提言書、住民監査請求の監査結果等を踏まえ、事業の財源としていた寄附金が全額入金されないことに関し、当時の責任者として、その責任を果たすよう求めるものである。